刻文資料の在り方から、それらの刻文に見られる狀況がどの程度一般化出來るか直ちに言うことは出來ないが、初期刻文と末期刻文の間にみられるこの變化は、チョーラ朝期における經濟上の發展によるものと思われ、今後一層の檢討が必要とされる。

一九一〇年代における江南の農村社會

小島淑男

すでに明らかにされているように、辛亥革命期における江南の農民運動は、佃農の抗租あるいは土地所有奪還の鬪爭を中心に熾烈な昂揚を示した。しかし、その後、政治的には暗黑の時代といわれる北洋軍閥政權下の農民運動は、研究史上では、完全に沈默の世界に封じ込められている。民國初期の農民運動は、はたしてその沈默にふさわしく、辛亥革命の過程ですでに示されていた地主反動と北洋軍閥の力による征覇の前に完全に押えこまれたと判斷されうるのであろうか。辛亥革命後もさらに量的に土地所有を擴大した地主階級は、おのれ自らの力のみでどこまで佃農支配を貫徹しえたのであろうか。買辯的な北洋軍閥との關係はどうか。このような疑問を念頭におきつつ、當時期の江南農村社會における主要な階級關係をなした地主・佃農關係を、農民の再生產構造と抗租鬪爭を中心にすえて若干の檢討を行なってみたい。その際、特に注目される問題點は以下の三點である。

一、農村における綿業と蠶糸業

二、地主・官權による支配の構造＝地主連合としての田業會・善堂と追租局

三、抗租鬪爭の實態。

清代の司法における「判決の確定」という觀念の不存在について

滋賀秀三

社會にとって、成員相互の紛爭を解決するための何らかの制度をもつことは、いわばその本能的な要請であり、民族・國家・文化の多樣性に對應して、さまざまの司法制度の成生・發達・相互影響の歷史が繰りひろげられた。それらすべてが人類の經驗を構成する。傳統中國の司法制度もまた、人間の一つの貴重な經驗として省みられなければならない。ただし、それが經驗として生かされるためには、西歐に發達して世界に擴がった近代的司法制度——最も身近かなものとして日本の現行制度——との間に對話が成立つことが必要である。さような對話は、兩者がそれぞれ自明の前提としているような深い根柢にまで掘りさげて、原理の相違を認めあった上でないと成立たないのがしばしばである。本報告はかような問題の極めて限られた一端なりとも明らかにしておこうとするものである。

判決の自縛性（自己拘束力）。如何なる裁判機關も、一旦與えおわった終局判決を、自ら撤回・變更することはできない。この觀念が中國では、州縣レベルについて見ても、皇帝レベルについて見て

も、存在しなかった。

既判力。上訴手段を盡して確定した判決の判旨は、以後むしかえして問題とされることがない。中國にはこの原則なく、民事において過去の「案」は一つの參考とされるにすぎず、刑事において一事不再理の保障がなかった。

山西商人と中國史

佐伯富

山西商人は已に早くから滿洲に發展し、清朝とは密接な關係をもっていた。又清朝の北京奠都後も、山西は國都に近い所から山西商人は清朝とは深い關連をもち、清朝財政に大きな役割を果たした。財政の大半を占める鹽稅に於ても、山西商人の占める比重は最も大であったらしい。それは淮南鹽を始め全國の殆んどすべての鹽の販賣を山西商人が牛耳っていたことからも推察できる。この外、山西商人は米穀・絹布・人參・銅鐵・石炭・毛皮革等、重要な物資の賣買に從事し、全國に販賣網を敷いていたが、更に蒙古や新疆或は長崎・キャフタ等にも販路を擴大して利益をあげた。後には票商として金融界を支配し、納稅の無利子の政府公金を管理し或は送金し、これを高利で貸付けて莫大な利潤を得た。かように山西商人は常に清朝政權とは密接に結びつきながら發展したのである。

それでは山西商人發展の主要な原因は政權との結びつきにあるかというに、確かにそれは重要な要因ではあるが、更に重要なことは、山西は近代、海上貿易が盛行する以前には、東西乃至南北の世界的交通の要衝に當っていたことである。この立地條件が山西商人の興起を促した。この事は堯舜の傳說以來、山西に國を建て或は都を奠めた國がいかに多いかが、これを想像させる。山西は古來耕地が少なく農業は振わなかったが、商業は古くから發展していた。そこで、これら諸國の財政は主として商人に依存する所が多かったに相違なく、中原王朝の興起の背景には、山西商人の重要な役割があったのではあるまいか。これを清朝における山西商人の活躍から遡って類推したいのである。